官報目録

令和８年７月付録

発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

本紙　第一七三八号から第一七五九号まで
号外　第一四六号から第一七三号まで
特第二号から特第三五号まで

※　法律・政令・条約については、それぞれの公布の日に「法令のあらまし」が掲載されています。

◎凡例

1.件名の上のゴシック数字は番号を示す。
2.件名の下の数字のうち、上段は掲載日、中段のアラビア数字は号外番号、下段はページを示す。

法律

		日	号外	ページ
五二	自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律	一	146	四
五三	防衛省設置法等の一部を改正する法律	三	149	五
五四	有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の一部を改正する法律	一五	158	三
五五	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律	一五	158	三
五六	個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律	一五	158	三
五七	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律	一七	160	一一
五八	公職選挙法及び特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律の一部を改正する法律	一七	160	二六
五九	科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の一部を改正する法律	一七	160	二八
六〇	労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律	一七	160	三〇
六一	防災庁設置法	一七	160	三五
六二	防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律	一七	160	三八
六三	高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律	二三	163	六
六四	金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律	二三	163	七
六五	下水道法等の一部を改正する法律	二三	163	八四
六六	皇室典範等の一部を改正する法律	二四	164	八
六七	刑事訴訟法の一部を改正する法律	二四	164	一〇
六八	電気事業法の一部を改正する法律	二四	164	一四
六九	国旗の損壊等の処罰に関する法律	二四	164	二〇
七〇	ヒトゲノム編集胚等の取扱いの規制に関する法律	二四	164	二一
七一	重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律	二四	164	二五
七二	種苗法の一部を改正する法律	二四	164	三一
七三	日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律	三一	172	一一
七四	建築士法の一部を改正する法律	三一	172	一二
七五	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律	三一	172	一三
七六	予防接種法の一部を改正する法律	三一	172	二〇
七七	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律	三一	172	二一
七八	国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律	三一	172	二三

政令

二一〇	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令	三	149	一〇
二一一	防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令	三	149	一一
二一三	炭酸二カリウムに対して課する不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令	三	149	一一
二一四	ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令	八	153	二
二一五	年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令	八	153	三
二一六	国民年金法施行令等の一部を改正する政令	一五	158	七
二一七	自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律施行令の一部を改正する政令	一七	160	四九
二一八	電波法関係手数料令の一部を改正する政令	一七	160	四九
二一九	社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び精神保健福祉士法施行令の一部を改正する政令	一七	160	五二
二二〇	環境影響評価法施行令の一部を改正する政令	二三	163	八八
二二一	検疫法施行令の一部を改正する政令	二三	163	八八
二二二	雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令	二四	164	三四
二二三	国家情報会議設置法の施行期日を定める政令	二九	169	三
二二四	国家情報会議設置法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令	二九	169	三
二二五	環境省組織令の一部を改正する政令	二九	169	四
二二六	沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令	二九	169	四
二二七	令和六年能登半島地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令	二九	169	四